

広島県がん対策推進協議会設置要領

(目的)

第1条 予防から検診，治療，緩和ケアに至るまでのがん対策を総合的に推進し，県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため，広島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) がん対策の推進に関すること。
- (2) 「広島県がん対策推進計画」に関すること。
- (3) その他がん対策に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 この協議会は委員10名以内で構成し，委員は県民及び学識経験者のうちから知事が選任する。

- 2 協議会において専門の事項の検討を行うために必要があるときは，知事は，前項の委員のほか，別表1の関係団体等に所属する者から専門委員を選任することができる。
- 3 協議会に委員長を置き，委員（専門委員を除く。以下同じ。）の中から互選する。

(協議会の運営)

第4条 協議会は，委員長が必要に応じて招集し，これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員長が必要と認めるときは，協議会に委員及び専門委員（以下，「委員等」という。）以外の者の出席を求め，意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員等の任期は，1年とする。ただし，補欠委員等の任期については，前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は，再任を妨げない。

(部会)

第6条 協議会に，別表2に掲げる部会を設置する。

- 2 部会に属する委員は，知事が選任する。
- 3 部会に部会長を置き，部会に属する委員の中から互選する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は，広島県健康福祉局がん対策課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか，協議会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年 8月 4日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年 5月24日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年 6月16日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年 5月20日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 広島県緩和ケア推進連絡協議会設置要領（平成19年9月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月17日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初に選任する委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

別表 1

関 係 団 体 等
社団法人広島県医師会
社団法人広島県歯科医師会
社団法人広島県薬剤師会
社団法人広島県看護協会
学識経験者
市町

別表 2

がん登録推進部会
がん検診推進部会
がん患者支援部会
緩和ケア推進部会